

別添第一④

法第五条三号本文に関する判断基準

三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を、「独立行政法人等」とは独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人及び法別表第一に掲げる法人をいい、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」とは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人以外の機関が主催する会議に、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の職員が職務として参加し、検討等を行った場合、当該会議に係る情報が、独立行政法人等の内部における審議、検討又は協議（以下「審議等」という。）に当たる場合には、本規定に該当する。

二 「審議、検討又は協議に関する情報」

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議及び打合せ、決裁を前提とした説明及び検討並びに審議会等又は独立行政法人等が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議及び検討等、様々な審議等が行われており、本規定は、当該審議等に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

意思決定を求めるまでの過程で、結果的に意思決定に至らなかった審議等の内容等も本規定に該当する。

ある独立行政法人等において最終的な意思決定を行うまでの過程で行われる審議等に関する情報は、これに関与したすべての独立行政法人等にとって、本規定に該当する。

審議等の内容に関する情報だけでなく、審議等を行う体制又は進め方に関する情報も、本規定に該当する。

三 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

公にすることにより、外部からの圧力又は干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいう。

例えば、独立行政法人等内部の運営の検討がまだ十分されていない情報が公になり、外部からの圧力により当該運営に不当な影響を受けるおそれがあり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが生じたりする場合は、当該情報については不開示とする。

(不開示となることがある情報の例)

- イ 審議会等における審議及び具体的な意思決定の前段階として政策等の選択肢に関する自由討議、検討その他の関係機関内部における審議等に関する情報であって、公にすることにより、有形又は無形、直接的又は間接的な外部からの圧力又は干渉等の不当な影響を受けるおそれがある情報
- ロ 関係機関全体又は協議元の関係機関としての最終的な意思決定に至るまでの過程で機関相互間又は関係機関等との間で行われる協議に関する情報であって、公にすることにより、有形又は無形、直接的又は間接的な外部からの圧力又は干渉等の不当な影響を受けるおそれがある情報
- ハ 調停、仲裁その他の紛争処理上の事案に関する情報
- ニ 叙勲又は表彰等に係る推薦に関する情報
- ホ その他公にすることにより率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報

四 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報又は事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、国民の誤解又は憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。

例えば、審議会等の場において、様々な政策決定等について検討している段階で、結果的には当該政策決定等に反映されなかった情報を、そのまま開示すると、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものについては、不開示とする。

(不開示となることがある情報の例)

- イ 関係者による事実関係の確認が得られていない情報

- ロ 専門的な検討を経ていない情報（専門的な検討をしているが当該調査データに対する評価及び評価を推測させるもの等も含む。）
- ハ 関係者間の調整等を経れば相当程度変更されることが容易に想定される情報
- ニ その他公にすることにより不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報

五 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、投機を助長する等、特定の者（具体的に個人又は法人等が確定していることまでは求められず、ある程度の蓋然性をもってその存在が認められることをもって足りる。）に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合をいう。例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得る場合、又は違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法若しくは不当な行為を行っていなかった者が不利益を被る場合は、当該情報については不開示とする。

なお、本規定における「利益」又は「不利益」は、経済的なものに限られず、精神的苦痛や社会的信用も含まれる。

（不開示となることがある情報の例）

- イ 実施以前に公表されることが想定されていない不利益処分に関する情報
- ロ その他公にすることにより特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある情報

六 「不当に」

三、四及び五の「不当に」とは、審議等の途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が不当なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

七 意思決定後の取扱い等

審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該意思決定が政策決定等の一部の構成要素である場合又は当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等審議等の過程が重層的又は連続的な場合には、政策等全体の意思決定又は次の意思決定に関して法第五条第三号に該当するかどうかを判断する。また、当該審議等に関する情報が公になると、国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等は、当該情報については、不開示とする。